|  |
| --- |
| 誓　約　書  　郡　山　市　長  　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。  　　　　年　　月　　日  住　所  氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印  （法人にあっては名称及び代表者の氏名）  【特定不利益処分】  ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第１４条の３（法第１４条の６において準用する場合も含む。））  ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第１５条の２の７）  ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２及び第１５条の３）  ④再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第１５条の４の２第３項において準用する場合を含む。）  ⑤広域認定の取消し（法第９条の９第１０項（法第１５条の４の３第３項において準用する場合を含む。）  ⑥無害化認定の取消し（法第９条の１０第７項（法第１５条の４の４第３項において準用する場合を含む。）  ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第１９条の３）  ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第１９条の４第１項、第１９条の４の２第１項、第１９条の５及び第１９条の６第１項） |